

令和元年度若年技能者人材育成支援等事業推進計画

熊本県地域技能振興コーナー

事業項目	事項
<p>(1) 本県における若年技能者の人材確保・育成や技能継承等、県内企業の抱える課題に対し、ものづくりマイスター、IT マスター及びテックマイスター（以下「ものづくりマイスター等」という）の派遣による実技指導等の取り組みにより技能向上を図るとともに、効果的な技能継承や後継者の育成が図れるよう環境整備を行います。</p> <p>(2) 学生生徒等に対し、ものづくりマイスター等を活用して「ものづくりの魅力」を発信し、技能分野（情報技術分野を含む）への誘導を図るなど、技能士を活用した地域の技能振興事業を行うことにより、技能尊重気運の醸成を図ります。</p> <p>(3) 事業を効果的に進める観点から、熊本県や経済団体、教育訓練機関等による連携会議を設置し、推進計画に基づき連携協力の下に事業展開を図ることとします。</p>	

1 地域技能振興コーナーの設置等	
(1) 地域技能振興コーナーの設置	<p>コーナーには「地域技能振興コーナー長」（以下「コーナー長」という）を置く。ものづくりマイスター等の認定等に係る相談、及び派遣のコーディネートを行います。</p>
(2) 技能振興等に係る広報	<p>技能振興等に係る広報については「中央技能振興センター」（以下「センター」という）が全国的に展開し、地域レベルの広報はセンターからの指示・連携のもと展開するものとします。</p>
2 地域における技能振興事業	
(1) 技能五輪全国大会予選の実施等	
ア 技能五輪全国大会の予選会の実施及び援助	<p>中央職業能力開発協会の準備課題による技能五輪全国大会の予選会を実施するとともに、予選会に係る費用を援助します。(会場使用料・材料費・競技委員の謝金等)</p> <p>①実施職種：「西洋料理」職種                  ②開催時期：令和元年5月予定 *5月6日(月)に実施済                  ③参加者：3名(見込) 参加者1名(県代表に推薦)                  ④場 所：学校法人常盤学園 シェフパティシエ学院</p>
イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会参加支援の実施	<p>技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に選手を参加させる中小企業や教育訓練機関に対し、参加選手及びその指導者等の参加旅費及び道具等の運搬費用の(一部又は全部)を援助します。</p> <p>①第57回技能五輪全国大会(令和元年11月：愛知県)                  ・参加選手数：13名、10職種(見込)                  ・指導者数：12名程度                  ・支援対象者：中小企業の従業員及び学生、生徒と指導者</p> <p>②第14回若年者ものづくり競技大会(令和元年8月：福岡県)                  ・参加選手数：7名、5職種(見込)                  ・指導者数：6名程度                  ・支援対象者：学生とその指導者</p>

(2) ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組	
<p>ア ものづくりマイスター、IT マスター及びそれ以外の熟練技能者の活用</p>	<p>①イベントの実施  職業意識の形成、技能の重要性・必要性を理解させるために、小中学生を対象にものづくりマイスター等を活用したものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるイベント、楽しさに触れさせるイベント等を開催します。</p> <p>【イベント開催概要】  ものづくり体験教室と技能に係る講演、製作実演、作品展示等を組み合わせたものを想定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：小中学生</li> <li>・開催回数：年2回（予定）</li> <li>・実施職種数：5 職種程度（IT 関係の 1 職種を含む）</li> <li>・参加者数：計 400 名程度</li> </ul> <p>②ものづくりマイスター、IT マスター以外の熟練技能者の派遣  (1)イベント以外にて学校等から要請のあった場合、ものづくりマイスター、IT マスターでない熟練技能者によるものづくり体験教室等への派遣を実施する。  (2)高校生や若年技能者を対象に、「ものづくりマイスター」の対象分野外の技能検定職種を中心に、熟練技能者による実技指導を行い、技能習得意欲の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：小中学・高校生</li> <li>・対象職種：フラワー装飾、園芸装飾等（マイスター認定職種外の職種）及びIT 関連職種</li> <li>・派遣件数：5 件程度</li> <li>・活動数：350 人日（見込）</li> </ul>
<p>イ 情報技術関連分野に係る IT マスター等の活用</p>	<p>IT 関連職種については、情報技術関連のツールに触れ、IT 技術を実体験できる体験教室や作品展示、情報技術関連技能に係る講演を実施するなど、IT リテラシーの習得、IT 技能に関わる楽しさに触れさせる内容とします。</p>
<p>ウ ブロック単位のイベント</p>	<p>センターが主催するブロックごとのイベントに際しては、開催県を初め、センターと協力して取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能競技大会展(国が行う技能競技大会の紹介を行う)</li> <li>・技能士展(技能士制度の普及・促進を図るため、技能士制度を紹介する)</li> </ul> <p>以下の項目については、当コーナーは該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能五輪全国大会を活用した技能の理解促進（見学）</li> <li>・技能グランプリを活用した技能の理解促進（見学）</li> </ul>
<p>エ 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援（新規事業）</p>	<p>社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、若者が技能労働者の道に入職することを促進するため、平成 30 年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者 150 名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行います。*熊本県では 2 名(塗装,菓子製造)が受章</p> <p>具体的には、被表彰者のプロフィール(入職のきっかけ)、仕事に対する思い(やりがい、苦労したこと)、これから入職する若者に伝えたいこと及び写真(作品及び作業風景)について取材を行い、取材結果をセンターに提出することとなっている。</p>

<p>オ「地域発！いいもの」 応援事業の実施（年1回）</p>	<p>地域で行われている技能振興に資する特色ある取組や制度を「地域発！いいもの」として認定を行う、センターが定める募集要項に基づき、「地域発！いいもの」の募集に係る周知、及び応募書類の受付・チェック、センターへの応募書類の送付、応募者への結果通知の業務を行います。</p>
<p>カ グッドスキルマーク事業の促進</p>	<p>令和元年度グッドスキルマーク募集要項に従い、グッドスキルマークの周知、申請者の掘り起し、申請の受付・チェック、センターへの応募書類の送付、センターから送られてくる結果通知の業務を行います。</p>
<p><b>3 ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務</b></p>	
<p>(1) ものづくりマイスター等の開拓</p>	<p>ものづくりマイスター等の開拓にあたっては、ホームページ、パンフレット等によるものづくりマイスター制度の案内の広報に加え、企業・業界団体を訪問して候補者の情報収集(掘り起し)を行います。また効果的・効率的に開拓を進めるために、不足している職種や地域のニーズ、登録されている職種や人数を勘案し、地域で不足している職種について開拓を行っていきます。</p> <p>①訪問件数：月4日程度（人員2名） ②目標認定者数：10名以上（うちITマスター1名以上）</p>
<p>(2) ものづくりマイスター等への説明</p>	<p>認定を受けたものづくりマイスター等には実技指導等を行う前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨、周知を行います。</p> <p>ただし、ITマスターを小中学校へ派遣する場合又は高校へのサイバーセキュリティ関係の講義を行う場合は、免除基準の有無に関わらず、教材利用に関するマニュアル等を配布し、講習の進め方について説明を行います。</p> <p>また認定証交付時、又は平成28年度以前から登録している者が当該年度に初めて実技指導等を開始する場合は、事前に活動内容や活動条件等について文書により通知及び説明を行います。</p>
<p>(3) 申請書類の取りまとめ</p>	<p>ものづくりマイスター等の認定申請を行う者に対して申請書類の受付、確認等を行うなど円滑な事務処理の実施を支援するとともに、申請書類を取りまとめてセンターに提出します。</p> <p>また申請書のとりまとめに当たっては、認定要件に加え、生産性・品質向上、人材育成方法の指導、労働安全衛生法を含む労働環境の改善に向けた助言等を実施できる要件、対象分野について確認を行い、認定後は中小企業等の指導に活かしていきます。</p> <p>①実施時期 令和元年5月から令和2年1月まで</p>
<p>(4) ものづくりマイスター等に対する研修</p>	<p>新たに認定されたものづくりマイスター等に対し、指導技法の習得・向上のため、また指導後の活動報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施します。</p> <p>実施に当たっては、センターから提供された当該講習用資料を活用することとします。ただし、ITマスターに対する指導技法講習の実施にあたっては、指導技法講習のうち、主題の「実技指導教材の作り方(演習を含む)」及び「OJT」による指導の進め方については、センターが作成した各教材の「講義ガイド」の活用</p>

	<p>方法についてコーナー職員が説明する場合を含め、適切に講習を行うこととします。</p> <p>なお、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しては、引き続きものづくりマイスターとして活動する意志があるか否かを確認し、活動の意志がある場合には、最新の指導技法等に係る講習を行います。または、認定時に講習を受講していることに鑑み、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行うこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：令和元年5月～令和2年2月</li> <li>・実施回数：年4回程度</li> </ul>
--	--

#### 4 ものづくりマイスター等の活用に係る業務

<p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助</p>	<p>① 熊本県技能振興コーナー(以下「コーナー」という)の相談窓口において、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネートを行います。</p> <p>② 県内の中小企業や工業高校等の要請に応じて、最適なものづくりマイスター等を選出し、派遣します。</p> <p>なお、教育関係機関等に対し、令和元年度に総合的な学習の時間帯を活用してITマスターの派遣を行うため、必要な時期までに管内の各学校へ活用について働きかけを行います。</p> <p>③ 企業及び業界団体からの派遣要請があった場合には、雇用安定等各種給付金の受給予定について確認し、適切に対応することとします。</p> <p>④ 県内の企業、教育訓練機関を対象に、ものづくりマイスター等による実技指導に対するニーズ調査を行うほか、センター作成のリーフレット等により「ものづくりマイスター制度」を広く県民に紹介し、活用促進を行います。</p> <p>《パンフレット等配布先》</p> <p>県、市町村、公共職業能力開発施設、協会会員、中小企業、小中学校、高校、関係団体(約2,500件)</p> <p>《アンケートの作成・調査》</p> <p>中小企業(製造業・建設業)を対象に、実技指導等に対するニーズを把握するためアンケートを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：令和元年6月(予定)</li> <li>・調査対象：中小企業(製造業・建設業)</li> <li>・件数：約2,000社(予定)</li> </ul>
<p>(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p> <p>※活動目標4,280人日以上 (昨年度目標4,000人日)</p>	<p>中小企業・団体や職業高等学校等の派遣要請を受け、ものづくりマイスター等の派遣を行います。平成30年度に引続き、中小企業・団体への指導拡充を目指します。</p> <p>【ものづくりマイスターの派遣人数想定】延べ400名程度</p> <p>派遣にあたっては、派遣要請に係る指導ニーズを把握して年間を通して効果的な指導を計画し、それを的確に実施できるものづくりマイスター等の選定に努めます。</p> <p>また、実施した指導内容を記録し、受講者に対して目標レベルの到達評価を行うことで、訓練の促進を図ります。</p> <p>なお、ITマスターが技能検定及び技能五輪全国大会の競技種</p>

	<p>目にはない職種の実技指導を行う場合は、受講者のレベルに応じて若年者ものづくり競技大会の課題を活用する等、効果的な指導を行うこととします。</p> <p>【指導概要】</p> <p>① 基礎的な指導には競技課題や技能検定実技試験課題(2級～3級相当)を用いることで、目標を示すことにより段階的に技能の向上を図っていきます。(座学を含む)</p> <p>② 企業・団体に対しては、求める内容を踏まえ調整のうえ実施します。</p> <p>③ 企業・団体への生産性・品質向上、人材育成方法の指導、労働安全衛生法を含む労働環境の改善に向けた助言等を行います。</p> <p>④ 工業高校等から、「技能検定の受検資格について(平成30年1月4日付け開発0104号第1号)」に基づく、技能検定受検資格付与に係る講習(技能検定3級の受検資格必要な当該検定職種に係る技能検定試験の実技及び学科の「試験科目及びその範囲の細目」)についての講習の要請があった場合、資格付与に必要な最低6時間の講習を行います。</p> <p>【実施期間】：令和元年5月から令和2年2月</p>
<p>(3)「目指せマイスター」プロジェクト</p>	
<p>ア 「ものづくりの魅力」の発信</p> <p>※活動目標 500 人日以上</p>	<p>(1) 学校の授業等への講師派遣(児童・生徒を対象)</p> <p>小中学校からの要請に応じて、学校の授業等にもものづくりマイスターを派遣し、「ものづくりの魅力」を発信する講義を伴うものづくり体験教室等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：令和元年5月から令和2年2月</li> <li>・実施日数：13日(予定)</li> <li>・活動目標：500人日(予定)</li> </ul> <p>(2) ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所等見学の実施</p> <p>上記(1)のものづくりマイスターによる講義を受けた児童・生徒を対象に、ものづくりマイスターの勤務場所等事業場の見学(訓練施設を含む)を組み合わせたものづくりマイスターによる講義を行います。</p> <p>(3) 学校の教師、児童・生徒の保護者等を対象とした「ものづくりの魅力」講座等への講師派遣</p> <p>児童・生徒を対象に行うものづくりマイスターによる「ものづくりの魅力」講座を実施するにあたり、当該学校の教師を対象とした「ものづくりの魅力」講座を事前に実施します。</p> <p>また、児童・生徒の保護者等に対しても学校側と調整のうえ可能な範囲内で実施します。</p>
<p>イ 「ITの魅力」の発信</p>	<p>児童・学生の情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力の習得ができるようにITマスターを活用した「ITの魅力」を発信します。</p> <p>●学校の授業等への講師派遣(児童・生徒を対象)</p> <p>小中学校からの要請に応じて、学校の授業時にITマスターを派遣し、「ITの魅力」を発信する。講義形式又は情報関係技</p>

<p>ウ その他、若者に対する「ものづくりの魅力」の発信</p> <p>エ ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習の実施要請等</p>	<p>術の実技体験など講習課題に応じた内容の講座を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期：令和元年5月から令和2年2月</li> <li>・実施日数：4日（予定）</li> <li>・活動目標：75人日（予定）</li> </ul> <p>ニートの若者等に対する就労支援等を行っている地域若者サポートステーションからの要請に基づき、ものづくりマイスターの有効な活用が見込まれる場合は、検討の上、可能な限り協力するものとします。</p> <p>要請に応じて職場体験実習を行う企業等があった場合には、企業が想定する対象者を確保するため地域の学校、ハローワーク、サポステに対して職場体験実習を働きかけるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：児童・生徒・学生・求職者</li> </ul>
<p><b>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営</b></p>	
<p>連携会議の設置・開催</p>	<p>1) 地方公共団体や経済団体等と連携会議を設置し、事業の推進計画や実施計画の策定、本県の産業特性、就業構造等を踏まえた技能振興の取組や事業実施にあたっての連携等、事業の進捗状況の報告、年度末に実施状況を踏まえた翌年度の事業推進計画案を策定し、連携会議に報告し、取りまとめます。</p> <p>（開催回数：年2回 5月・12月）</p> <p>2) 連携会議委員（メンバー）</p> <p>熊本労働局、熊本県労働雇用創生課、熊本県教育委員会、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、熊本県経営者協会、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本県工業連合会、熊本県建築協会、熊本県技能士会連合会、熊本県専修学校各種学校連合会、日本労働組合総連合会熊本県連合会を予定。</p>
<p><b>6 全国斉一的な事業展開</b></p>	
<p>全国会議の開催等によるセンターコーナー間の連携の強化等</p>	<p>センターとコーナーが密接に連携し、円滑に全国一斉な事業展開を図るため、全国会議やブロック会議の開催等により、業務方針確認・徹底、実務ノウハウの向上・共有を図ります。</p>
<p><b>7 成果目標（満足度）</b></p>	
<p>①ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度</p> <p>②ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした訓練生の割合</p> <p>③ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度</p> <p>④ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合</p> <p>⑤地域における技能振興事業の参加者の満足度</p>	<p>各項目について全て満足度 90%以上</p>